

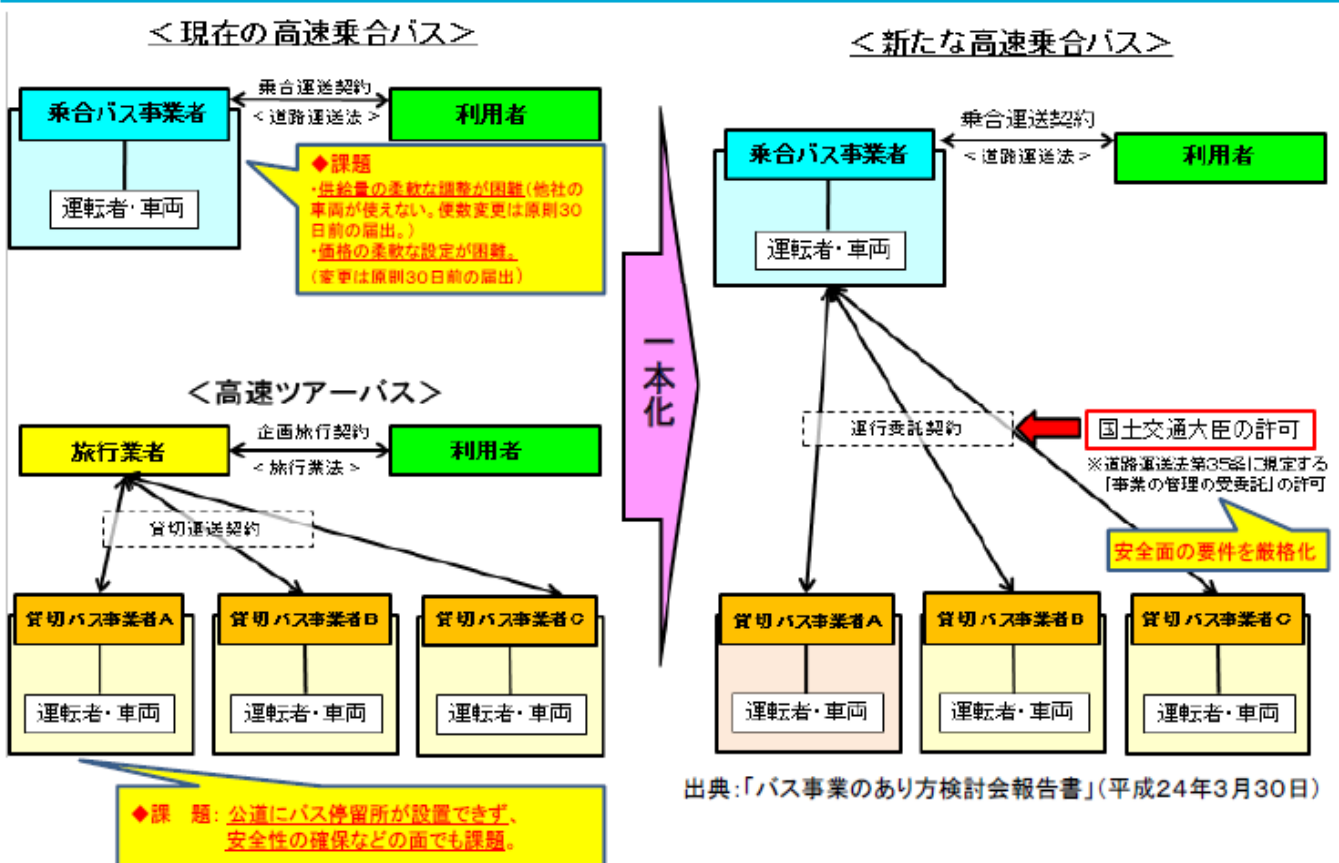
7月30日国土交通省が

「新高速乗合バス」について

概要を正式決定

国土交通省では、「バス事業のあり方検討会」（座長：竹内健蔵東京女子大学教授）の最終報告及び本年4月29日に発生した関越自動車道における高速ツアーバス事故を踏まえ、新高速乗合バス制度についての概要を決定し正式にプレス発表しました。（以下国土交通省資料より抜粋）

「新高速乗合バス」の厳格な制度設計と同制度への早期の移行促進 国土交通省



【基本的な考え方】

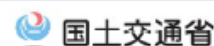
- ① 高速ツアーバスから新高速乗合バスへの早期の一本化を図る。
- ② その際、高速ツアーバスの長所とされた柔軟な供給量調整・価格設定をできるだけ実現するとともに、
- ③ 関越自動車道における高速ツアーバス事故を踏まえ、安全確保の観点から、厳格な制度設計を行う。

(1)貸切バス事業者への管理の受委託制度の整備① 国土交通省

高速乗合バス事業者が国土交通大臣の許可を受けて事業を他者に委託できる「管理の受委託制度」に、一定の安全確保措置を講じた上で、貸切バス事業者に対して委託できる類型を追加する。

項目	新高速乗合バス
委託者	乗合バス事業者 ※管理の受委託に係る運送の安全確保責任は委託者が負う。
受託者	乗合バス事業者又は貸切バス事業者 ※貸切バス事業者が受託者となる場合は、 ①運輸開始後3年以上が経過している ②過去1年間重大・悪質な法令違反で処分を受けていない ③過去の行政処分歴が一定以内 等の法令遵守状況等に関する要件を加重
内部統制	法令遵守のチェック体制を整備するため、 ① 委託者の運行管理者・整備管理者による指導・助言 ② 委託者による受託者の営業所の訪問調査 を義務付け

(参考)貸切バス事業者への管理の受委託制度の整備①



【旅客に対する責任】

- ① 委託者は旅客に対し、運送事業者として安全確保責任を負う。
- ② 委託に係る運行で交通事故を発生させた場合、被害者に対する対応は委託者が実施。

【法令遵守のチェック体制の整備】

- ① 委託者の運行管理者・整備管理者による指導・助言
- ② 委託者による受託者の営業所の訪問調査(年1回以上)
- ③ 委託者は受託者に違法行為の是正を要求。是正しない場合は契約解除。等

【受託者の要件】

- ① 運輸開始後3年以上経過していること
- ② 重大又は悪質な法令違反で処分を受けていないこと
- ③ 過去の行政処分歴が一定以内であること
- ④ 自責の重大事故を発生させていないこと
- ⑤ 保有車両数が大型車5両以上であること 等

(1)貸切バス事業者への管理の受委託制度の整備② 国土交通省

項目	新高速乗合バス
委託できる範囲	委託者の高速乗合バス事業の原則2分の1以内(一定の場合は3分の2以内)
使用車両	委託者又は受託者の車両
安全確保措置	貸切バス事業者に委託する場合、 ①運行管理者について、代表者及び運転者との兼務を制限 ②安全管理規程に基づく委託者・受託者一体となった安全管理体制の構築(運輸安全マネジメントの実施等) ③関係する全ての事業者による安全意識の共有体制の構築(安全運行協議会)等の通常求めている水準以上の安全確保措置を講じることを要求

【委託事業に係る安全確保措置】

- ① 委託に係る運行は乗合バスの規制に適合したものであること
- ② 高速ツアーバスの夜間運行に係る交替運転者の配置基準を準用
(実車キロ400kmを超える場合は原則2名乗務等。今後の検討結果に応じて変更。)
- ③ 安全管理規程に基づく委託者・受託者一体となった安全管理体制の構築(運輸安全マネジメントの実施)
- ④ 関係する全ての事業者による安全意識の共有体制の構築(安全運行協議会)
- ⑤ 委託者及び受託者は、代表者及び運転者と兼務しない運行管理者を1名以上、管理の受委託に係る営業所に配置
- ⑥ 深夜早朝を含め、委託便の運行中は委託者・受託者間で直ちに連絡が取れる態勢を確保
- ⑦ 委託者・受託者双方の労使間の合意 等

【管理の受委託の対象】

- ① 高速乗合バスの運行系統(50km以上)

【委託に係る制限】

- ① 委託車両数の上限の設定
委託による実働車両数が、直営による実働車両数に対し、
(ア)1年当たり:直営車両数の1倍以内
(委託者の乗合バス事業に係る一定期間の法令遵守状況に応じ、2倍以内)
(イ)1日当たり:直営車両数の2倍以内
であること。
- ② 受託者から第三者への再委託の禁止

(2)需要動向に対応した運行計画・運賃設定の実現

①運行計画の事前届出期間の短縮

(増便等の実施までのリードタイムを短縮)

○高速乗合バスの運行計画(事前届出制) ⇒ 事前届出期間を実施の「30日前」から「7日前」に短縮。

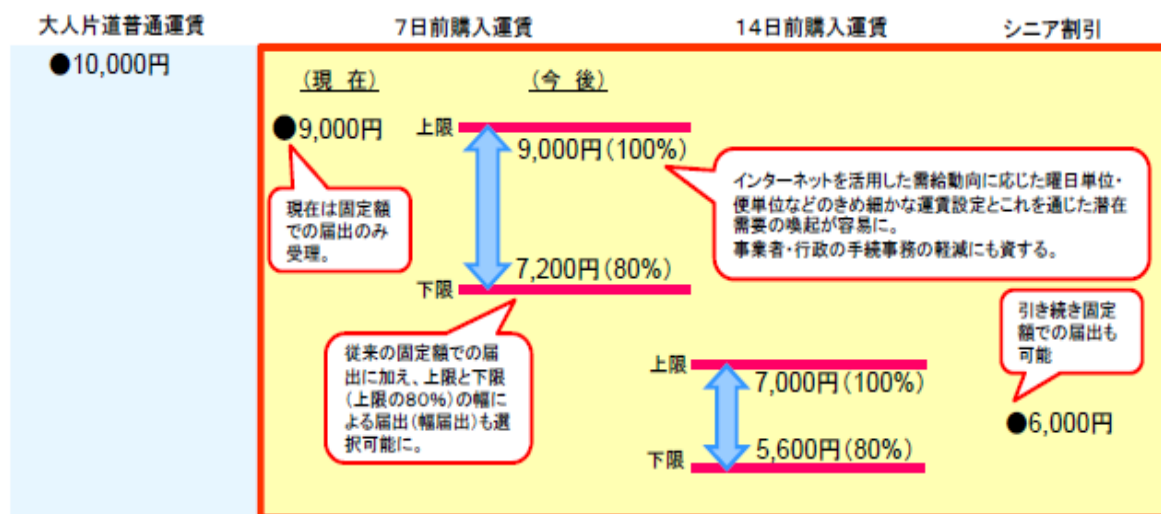
②運賃・料金の事前届出期間の短縮

(新たな運賃の実施までのリードタイムを短縮)

○高速乗合バスの運賃・料金(事前届出制) ⇒ 事前届出期間を実施の「30日前」から「7日前」に短縮。

③幅運賃の設定

○高速乗合バスの割引運賃について、運賃タイプ毎に、上限額と下限額(上限額の80%以上)の幅による届出を可能にする。旅客には確定額を事前に示した上で予約・決済する。



**決定された内容を全組合員で共有し
職場での議論から問題点を抽出していこう！！**